

[I 調査の概要]

1 調査の目的

商業活動の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）に基づき実施される指定統計調査である。（指定統計第23号）

3 調査の範囲

日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類J—卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

調査は、公営、民営の事業所を対象としている。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）も調査対象とする。

また、有料の公園、遊園地テーマパーク内、駅の改札内^{*}、有料道路内にある別経営の事業所^{*}についても調査対象とする。ただし、劇場内、運動競技場内など、料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象としない。

^{*}については、平成19年より調査を開始した。

4 調査の方法等

・調査員調査

申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方式（自計方式）による調査員調査方式

・本社等一括調査

商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を企業が事業所ごとに一括して作成し、経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

5 調査事項

- | | |
|--------------------------------|-----------------------------|
| (1) 事業所の名称及び電話番号 | (11) セルフサービス方式採用の有無 |
| (2) 事業所の所在地 | (12) 売場面積 |
| (3) 経営組織及び資本金額又は出資金額 | (13) 営業時間等 |
| (4) 本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号 | (14) 来客用駐車場の有無及び収容台数 |
| (5) 事業所の開設時期 | (15) チェーン組織への加盟の有無 |
| (6) 従業者数等 | (16) 年間商品仕入額の仕入先別割合 |
| (7) 年間商品販売額等 | (17) 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合 |
| (8) 年間商品販売額の販売方法別割合 | (18) 企業の事業所数等 |
| (9) 商品手持額 | |
| (10) 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合 | |

6 調査期日

平成19年6月1日

7 用語の説明

(1) 事業所

主として有体的商品の売買業務を行っている事業所をいう。すなわち、一定の場所で商品の卸売、商品売買の代理、仲立又は小売業務を行っている事業所。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 小売事業所又は他の卸売事業所に商品を販売する事業所。

イ 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所。

ウ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテル等の設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建築材料（木材、セメント、板ガラス、かわら等）などを販売する事業所。

エ 製造業の事業所が別の場所に経営している自社製品の卸売事業所（主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く）。

オ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とはせず、卸売業とする）。

カ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費のために商品を販売する事業所。

イ 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所。

ウ 商品を小売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とはせず、小売業とする）。

エ 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）。

オ ガソリンスタンド。

カ 主として無店舗販売を行う事業所（訪問販売、通信・カタログ販売等）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所。

キ 別経営の事業所（官公庁、会社、工場、団体、遊園地等の中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する）。

(4) 従業者

平成19年6月1日現在で、その事業所の業務に従事している者をいい、個人業主及び無給家族従業者、有給役員、常用雇用者（嘱託、パートタイマー、アルバイト等で平成19年4月、5月にそれぞれ18日以上雇用され、6月1日現在も雇用されている人を含む）をいう。

(5) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売額（消費税額を含む）をいう。

(6) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

(7) 商品手持額

平成19年3月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

(8) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備えつけられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

(9) 売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。（牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所は除く。）

(10) 営業時間（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、事業所の1日当たりの営業時間をいう。

（牛乳小売業、新聞小売業の事業所を除く。）

(11) 商品販売形態（小売業のみ）

- ①店頭販売・・・店頭で商品を販売した場合をいう。なお、定期的に家庭を訪問又は注文を受けて配達販売するご用聞き及び一定地区を巡回するような移動販売も含む。
- ②訪問販売・・・訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。
- ③通信・カタログ販売・・・カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいう。
- ④自動販売機による販売・・・商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。
- ⑤その他・・・ピザの宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(12) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。（ガソリンスタンドは除く。）

- ①専用駐車場・・・自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。
- ②共用駐車場・・・他の事業者等と共用でしようとしており、その事業所が単独で使用できる区画が明白になっていない来客用の駐車場をいう。

③収容台数・・・専用駐車場で満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

8 利用上の注意

- (1) この数値は、経済産業省が公表するものと相違することがある。
- (2) 数値は、四捨五入による端数を調整していないので、内訳と計が一致しない場合がある。
- (3) 「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。

<参考>

平成16年6月1日（前回調査）以降の合併市町村

合併期日	新市町村名	旧市町村名
平成16年10月25日	恵那市	恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町
平成16年11月1日	各務原市	各務原市、川島町
平成17年1月31日	揖斐川町	揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村
平成17年2月1日	高山市	高山市、丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村
平成17年2月7日	関市	関市、洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村
平成17年2月13日	中津川市	中津川市、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村、長野県山口村
平成17年3月28日	海津市	海津町、平田町、南濃町
平成17年5月1日	可児市	可児市、兼山町
平成18年1月1日	岐阜市	岐阜市、柳津町
平成18年1月23日	多治見市	多治見市、笠原町
平成18年3月27日	大垣市	大垣市、上石津町、墨俣町

別表「業態分類表」

区 分	セルフ方式 (注1)	取 扱 商 品(注2)	売 場 面 積	営業時間	備 考
1 百貨店					「1百貨店」及び「2総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。 「551 百貨店、総合スーパー」とは、衣・食・住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店	×		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 その他の百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2 総合スーパー					
1 大型総合スーパー	○		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3 専門スーパー					
1 衣料品スーパー	○	衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が0%を超え70%未満			
4 コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	産業分類「5791コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
5 ドラッグストア	○	産業分類「601」に格付けされた事業所であって6011を扱っていること			
6 その他スーパー	○				2,3,4,5以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					
7 専門 店					
1 衣料品専門店	×	561,562,563,564,5691,5692,5699のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572,573,574,575,576,577,5792,5793,5794,5795,5796,5797,5799のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		5811,5812,5813,5814,582,591,592,599,601,602,603,604,605,606,607,6091,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6099のいずれかが90%以上			
8 中 心 店					7に該当する小売店を除く
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
9 その他の小売店	×				1,7,8以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 取扱商品欄の3桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものをいう。

(注3) 「各種商品取扱店」とは、「559その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。